

(お知らせ)

2025 年 11 月 19 日
沖縄電力株式会社

電気最終保障供給約款の見直しについて

2025 年 10 月 15 日に「電気事業法施行規則の一部を改正する省令による改正前の電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」（経済産業省令第 68 号）が公布されたことにともない、高圧部門の電気料金規制が残っている沖縄エリアにおいても、2026 年 4 月 1 日より当該規制が解除されることとなりました。

これにともない、当社の電気最終保障供給約款※について、高圧で受電するお客さまについても同約款の適用対象となるよう見直しを行います。

今後、電気事業法に基づき経済産業大臣に届出を行う予定であり、届出を行った際は、改めてお知らせいたします。

※ 「電気最終保障供給約款」とは、当社の供給区域（沖縄本島と電氣的に連系していない離島を除きます。）において、いずれの小売電気事業者とも電気の需給契約が成立しないお客さまに対して電気を供給する場合の料金や供給条件を定めたもの。

以 上